

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年10月25日制定
令和4年10月25日改定
羽生市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

全国的に進む農業就業者の高齢化、後継者不足により、農業就業人口の減少が今後も予測され、その結果として、遊休農地が増加するなど、本市農業を取り巻く環境は大きく変化しており、これまでの農業経営も転換期を迎えている。

こうしたことから、これらの課題に対応するために、農地所有者の意向等を踏まえながら、担い手への農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進に取り組んでいく。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 目標と推進方法

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

- ・農地利用最適化交付金事業実施要綱における農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果「担い手への農地集積」の単年度集積目標面積の達成に向け、目標及び達成に向けた活動計画の数値を基準に毎年度 43ha の集積を目標とする。

	管内の耕地面積 (A) (ha)	集積面積 (B) (ha)	集積率 (B/A) (%)
現状 (平成30年4月)	2560	312	12.2
3年後実績 (令和3年3月)	2510	1081	43.1
目標 (令和6年3月)	—	1210	47.3

※「現状（平成30年4月）」は、「平成30年度の目標及び達成に向けた活動計画」の数値を引用

※「3年後実績（令和3年3月）」は、「令和2年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価」の数値を引用

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

- ・「人・農地プラン」を推進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携し、地域の担い手への集積・集約化を進めていく。
- ・市、農地中間管理機構、農業協同組合と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、農業経営の廃止や縮小を希望する農業者等について、農地中間管理事業の活用を検討する。
- ・地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

農地利用最適化交付金事業実施要綱における農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果「遊休農地の発生防止・解消」の単年度解消面積の達成に向け、目標及び達成に向けた活動計画の数値を基準に遊休農地を毎年度 4.5ha 以上の解消を目標とする

	管内の農地面積 (A) (ha)	遊休農地面積 (B) (ha)	遊休農地の割合 (B/A) (%)
現状 (平成 30 年 4 月)	2609	49	1.9
3年後実績 (令和 3 年 3 月)	2568	58	2.3
目標 (令和 6 年 3 月)	—	44.5	1.7

※「現状（平成 30 年 4 月）」は、「平成 30 年度の目標及び達成に向けた活動計画」の数値を引用

※「3年後実績（令和 3 年 3 月）」は、「令和 2 年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価」の数値を引用

(2) 遊休農地の発生防止・解消への推進方法

- ・推進委員が必要に応じて担当地区農家の訪問を行い、聞き取り調査を実施する。農地の現状を確認し、遊休農地の発生防止・解消及び農地利用に対する相談・指導を行う。
- ・農業委員と推進委員が協力して、毎年度農地利用状況調査を実施する。その調査に基づき、農地利用意向調査を実施し、所有者の意向を把握し、市・農地中間管理機構・農協など関連機関との連携を図り、農地利用の調整を行い、担い手等への農地の集積を促進することで解消を図る。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体（年間）

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

- ・県、市、農業関連学校、農協等の関連機関と連携し、農地の借入れ意向のある参入希望者（個人・法人）の情報を共有し、新規就農への支援を行う。
- ・新規就農者に対して、地域の担い手として農業経営できるよう、関係機関と連携し、参入後のフォローアップに努める